

生活衛生関係営業者の皆様へ



生活衛生同業組合加入のご案内

- 飲食業，理容・美容業，クリーニング業，ホテル旅館業など日常生活に欠かすことのできない業種の営業を，「生活衛生関係営業の運営の適正化および振興に関する法律（生衛法）」という法律で，生活衛生関係営業と呼ばれています。
- 生活衛生関係営業の特徴として，比較的小資本でも開業できる家族経営や従業員が少数の小規模企業が多く，開業には需要が伸びている分野を中心に新規参入する結果，過当競争となる傾向がみられます。
- そのため，開業後には様々なメリットがある生活衛生同業組合に加入して組合，生活衛生営業指導センターや日本政策金融公庫などのサポートを受けることをおすすめしています。
- 北海道には「生衛法」に基づく13の組合があります。
組合加入のメリットを参考にして皆さまに最適な組合を選んで加入しましょう。

公益財団法人 北海道生活衛生営業指導センター

生活衛生同業組合加入のメリット

◆ 保険料掛金が圧倒的にお得

組合が取り扱う賠償責任保険，生命傷害保険，火災保険などの保険制度を利用できます。

◆ 経営支援の相談なども無料

専門家（行政書士）が各種助成金，支援金の申請をサポートするほか，経営や事務手続きの支援，業種に応じた法律・融資・税務などに関する相談を受けられます。

◆ 日本公庫の融資を好条件で

低金利，融資限度額が大きい，無担保・無保証人などの日本政策金融公庫の融資制度を利用できます。

◆ 最新の情報をいち早く入手

組合のネットワークから，各法令の改正内容，新型コロナウイルス感染症対策支援金などの重要な情報のほか，各組合の機関紙などからも業界の最新の情報が入手できます。

◆ セミナーなどの参加は無料

各業の技術講習会，衛生管理セミナー，経営セミナーなどに参加できます。

◆ 各業の個別特典で経費節約

カラオケ著作権料20%割引，NHK受信料大幅割引，組合契約の新電力会社切り替えで電気代削減などの個別特典があります。

記載の各メリットの内容は，各業の組合により異なります！

道内13の組合の連絡先は裏面に記載しています。

標準営業約款（Sマーク）

安全・安心を約束する3つの“S”



Safety

安全であること

Standard

安心であること

Sanitation

清潔であること

理容・美容・クリーニング業・めん類飲食店・一般飲食店を，お客様に笑顔で利用いただけるサービスを提供するため，Sマークの登録をすすめています。
登録すると，（公財）全国生活衛生営業指導センターのホームページに紹介されます。

せいえい NAVI のご案内

生活衛生関係営業のお役立情報の無料アプリ

スマートフォンやタブレットから簡単にご利用できます。 いますぐQRコードからインストール。



iPhone 版



android 版

※ アプリの利用で個人情報を取得することはありません。

がんばる生衛業組合の姿



理容組合



北海道理容競技大会は 75 年の長い歴史を誇る道内最大の理容競技大会です。全国大会への切符が懸かる部門もあり、毎年選手達は上位入賞を目指して熱い戦いを繰り広げます。(令和 2 年・3 年はコロナ禍で中止)



理容の知識を深め技術向上を図りながらサロンの増収とメニュー化に役立ててもらうため、組合、地区会・支部、青年部主催の技術講習会や経営管理セミナーなど営業支援事業を積極的に実施しています。



全理連が策定した「理容業・コロナ感染拡大予防ガイドライン」にもとづき「感染しない・させない」を合言葉にコロナ感染拡大防止に積極的に取り組み、安心・安全なサロン作りに努めています。



美容業組合



北海道美容組合では、全日本美容技術選手権大会につながる競技大会を毎年開催しています。2021 年度は新型コロナウイルス感染防止のため無観客開催等、規模を縮小して開催され、6 名が大会の出場権を獲得しました。



美容組合では毎年、美容技術に特化せず、組合員が興味を持つテーマに沿った講師を道内外からお招きし、技術セミナーや経営セミナーを実施しています。2021 年度は、新型コロナウイルス感染防止対策を行いながら開催しました。



クリーニング組合



北海道クリーニング生活衛生同業組合では、「クリーニング師試験受験のための講習会」を実施しています。令和 3 年度は 50 名程度が受講。4 年度は 9 月 3 日(土)を予定。講習会ではクリーニング実技研修も行います。店頭ハンガーの再利用、マイバッグ利用を呼びかけるポスターを掲示して、来店のお客様に協力をお願いしています。



興行組合



長引くコロナ禍で映画業界も大変な打撃を受けています。組合の主要行事である「ほっかいどう映画まつり★シネマラリー」や「北海道映画人名刺交換会」も中止を余儀なくされました。幸い厳しい業界ガイドラインの遵守で、映画館由来のクラスターは皆無です。これからも業界一丸として、映画館の安心・安全をアピールし、感染防止に努めてまいります。

毎年 11 月は、生活衛生同業組合による「活動推進月間」です。



道産の日 (10/3), すしの日 (11/1) のイベントでは、道産食材や鮭の魅力を広くPR!

「道産の日」、「すしの日」のポスターは、令和3年度も青年部で手掛けました。



浴場業界は、外出自粛による利用客の減少、感染予防にかかる経費などで経営を圧迫する状況が続いていますが、スマートフォン等の普及に対応したシステムを構築し、若年層等幅広い集客に取り組んでいます。また、感染防止対策として「黙浴」ポスターを掲示、利用客への注意喚起にも取り組んでいます。



ホテル旅館組合の北海道女将の会では、毎年、研修会を道内または道外にて開催しています。SDGs(持続可能な開発目標)に取り組んでいる宿泊施設の視察や、環境問題等の勉強会を積極的に行っています。



知事に社交業界の窮状を訴え、飲食店利用者の安心を得る「北海道認証制度」の整備と各種支援の継続・充実をお願いしました。各支部の組合員は、この困難を乗り越えるため「コロナに負けない! 頑張ろう!」のチラシ等を作成、配付し頑張っています。



HACCP 手法を取り入れた衛生管理の徹底についての普及・啓蒙と、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、感染拡大予防ハンドブックを作成、配付し、周知に努めています。



さあ組合に加入しましょう!!

“そばと鮭がめぐり逢って生まれた感動の1杯”
～ 食べりゃんせ ～



北海道喫茶飲食生活衛生同業組合は、道内各地の喫茶店、甘味店、レストランなどの飲食業をサポートしています。経営されている方、開業を検討している方、喫茶組合に加入しませんか。



北海道料理飲食生活衛生同業組合は、北海道内の料亭、料理店の同業組合で、百有余年の歴史を誇る「全国料理業生活衛生同業組合連合会」の傘下のもと、「もてなしの心」と「匠の技」を伝承しています。また、料理業を営む方々の経営の健全化と振興を通じ、衛生水準の維持向上を図るとともに、消費者利益の擁護を目的に活動しています。

詳しくはWeb
(WWW.h-ryouin.com)
で御確認ください。



～専門の相談員がお答えします～

A map of Hokkaido, Japan, with the 10 major cities marked by blue dots and labeled in Japanese. The cities are: 旭川 (Asahikawa), 北見 (Kitami), 釧路 (Kushiro), 帯広 (Obihiro), 千歳 (Chitose), 札幌 (Sapporo), 小樽 (Oshima), 室蘭 (Muroran), 函館 (Hakodate), and 小樽 (Oshima).

- ## 6 業界情報の提供

〒060-0042 札幌市中央区大通西16丁目2番地 北海道浴場会館1階
電話:011-615-2112 FAX:011-615-2113
ホームページ <https://www.hokkaido-seiei.or.jp>

生活衛生同業組合の連絡先

組 合 名	住 所	HP QRコード	電話・FAX
北海道理容生活衛生同業組合	〒064-0802 札幌市中央区南2条西20丁目1-1 BEAUT20 2F		(011)621-4648 (011)612-4279
北海道美容業生活衛生同業組合	〒064-0802 札幌市中央区南2条西20丁目1-1 BEAUT20 2F		(011)621-9659 (011)621-9699
北海道クリーニング生活衛生同業組合	〒065-0014 札幌市東区北14条東12丁目1-3 クリーニングビル 3F		(011)731-6700 (011)731-1177
北海道公衆浴場業生活衛生同業組合	〒060-0042 札幌市中央区大通西16丁目2 北海道浴場会館 2F		(011)611-9341 (011)621-6346
北海道ホテル旅館生活衛生同業組合	〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目 昭和ビル 6F		(011)221-6979 (011)221-4373
北海道興行生活衛生同業組合	〒060-0063 札幌市中央区南3条西3丁目15 アルファ南3条ビル 5F		(011)231-6361 (011)218-2521
北海道鮭商生活衛生同業組合	〒060-0061 札幌市中央区南1条西9丁目 第2 北海ビル 4F		(011)261-2651 (011)261-2815
北海道食肉生活衛生同業組合	〒060-0041 札幌市中央区大通東7丁目18-2 EAST7 ビル 7F		(011)280-0029 (011)280-4000
北海道社交飲食生活衛生同業組合	〒064-0804 札幌市中央区南4条西6丁目 晴ばれビル 5F		(011)221-3993 (011)221-0908
北海道麺類飲食業生活衛生同業組合	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル 7F		(011)221-5963 (011)221-5964
北海道喫茶飲食生活衛生同業組合	〒060-0042 札幌市中央区大通西16丁目2 北海道浴場会館 1F		(011)616-2611 (011)616-2611
北海道料理飲食業生活衛生同業組合	〒064-0809 札幌市中央区南9条西3丁目 マジソンハイツ 606号		(011)511-8013 (011)511-5013
北海道中華料理生活衛生同業組合	北海道生活衛生同業組合連合会へお問い合わせください		(011)615-2112 (011)615-2113

公益財団法人 北海道生活衛生営業指導センターご利用のごあんない

営業指導センターは、皆様のお役に立ちます！

生活衛生営業指導センターでは、営業者の方はもちろん、消費者の方にも役立つ、次のような業務を実施しております。
ご来所の場合には事前にご連絡をお願いします。

経営相談

経営指導員や中小企業診断士により経営・融資・税務・労務・法務・衛生など経営全般について相談業務を行っています。

苦情相談

消費者の皆様からのお店やサービスに関する苦情相談を承っています。

研修・講習会の開催

営業等に関する各種講習会やクリーニング師研修・従業員の講習会を行っています。

資金の借入れ相談

日本政策金融公庫への融資相談やお店の新築・改装等の資金についての相談業務を行っています。

Sマーク店の登録

* Sマーク店の登録手続きを行っています。

* 現在、理容・美容・クリーニング・めん類飲食店・一般飲食店の5業種で実施しています。

◆ マークのSは Safety（安全）、Standard（安心）、Sanitation（清潔）

**私たちは、生活衛生同業組合による
「活動推進月間(11月)」を応援しています。**

公益財団法人 北海道生活衛生営業指導センター

〒060-0042 札幌市中央区大通西16丁目2番地 北海道浴場会館1階
TEL (011) 615-2112 FAX (011) 615-2113
<http://www.hokkaido-seiei.or.jp> info@hokkaido-seiei.or.jp

